

加西市における特定事業所集中減算の取扱い

令和4年7月1日

1. 特定事業所集中減算の概要

「特定事業所集中減算」は、当該指定居宅介護支援事業所において、判定期間（6か月間）における居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）それぞれの提供総数の内、同一の法人によって提供されたものの占める割合が、正当な理由なく、80%（端数処理については、小数点以下を切り上げ。）を超えている場合に、減算適用期間に全ての居宅介護支援費を200単位の減算とするものである。

2. 判定期間と減算適用期間、判定の手続き

（1）判定期間と減算適用期間

毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援の全てについて減算が適用される。

	判定期間	書類作成期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

（2）判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画（介護予防のケアプランは除く。）のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

なお、通所介護及び地域密着型通所介護の計算にあたっては、後述のとおり取り扱うこととする。

〔計算式〕

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

（3）算定手続

すべての居宅介護支援事業者は、判定期間に応じて上記の期限までに、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市に提出しなければならない。なお、80%を超えたか否かに関わらず、当該書類は各事業所において5年

間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ (2) の算定方法で計算した割合
- ⑤ (2) の算定方法で計算した割合が 80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

(4) 作成書類の様式

これらの算定に係る書類作成及び提出にあたっては、次に掲げる様式を使用又は活用することとする。

- ・ 様式 1-1 特定事業所集中減算判定票
- ・ 様式 1-2 特定事業所集中減算集計票
- ・ 様式例 特定事業所集中減算内訳
- ・ 様式例 特定事業所集中減算再計算票

(5) 通所介護及び地域密着型通所介護に係る取扱い

特定事業所集中減算の適用を判定するにあたっては、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護及び地域密着型通所介護のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えないこととされている。(「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(平成 28 年 5 月 30 日厚生労働省老健局振興課事務連絡)、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A Vol.1 (平成 30 年 3 月 23 日)」(平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省老健局老人保健課・高齢者支援課・振興課・総務課認知症施策推進室事務連絡))

ただし、当市においては、通所介護及び地域密着型通所介護に係る地域的な事情等を鑑み、下記のとおり取り扱うこととする。

- ① 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれの計算、及び、通所介護及び地域密着型通所介護の合算による計算をいずれも行い、書類を作成する。
- ② 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれの計算結果、若しくは、通所介護及び地域密着型通所介護の合算による計算結果のいずれか又はいずれもが 80%を超えない場合は、80%を超えていないものとして取り扱い、市への提出は不要とする。
- ③ 通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれの計算結果、若しくは、通所介護及び地域密着型通所介護の合算による計算結果のいずれもが 80%を超える場合は、正当な理由の有無に関わらず、市へ提出しなければならない。

なお、③の場合の正当な理由は、原則、いずれもの計算方法による計算結果にも該当する理由でなければならない。

3. 届出

(1) 書類の提出

計算した割合が、1 つ以上のサービス種類について 80%を超えていた居宅介護支援事業所は、正当な理由の有無に関わらず、正当な理由がある場合にはその理由を添えて、算定結果を提出しなければならない。

- ・ 様式 1 - 1 特定事業所集中減算判定票
- ・ 様式 1 - 2 特定事業所集中減算集計票
- ・ 正当な理由を示す資料（任意様式）
- ・ 特定事業所集中減算内訳（市からの求めに応じて提出すること）

(2) 審査結果の通知

提出された書類を市で審査し、特定事業所集中減算適用の有無についての通知文を事業所に送付する。

4. 正当な理由の範囲

(1) 正当な理由の例

正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市で判断することとなる。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ③ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合

- ④ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超え

た場合には減算が適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

(2) 正当な理由における「理由書」の取扱い

正当な理由のうち、上記⑤の「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中したと認められる場合」にあたる場合には、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書（任意様式）の提出を受けていることが必要となる。

当該理由により正当な理由とする場合には、判定表及び集計票に加え、サービスの質が高いことにより利用を希望している利用者全員分の理由書の写しを提出するとともに、当該理由書の提出を受けている利用者の居宅サービス計画件数を除外した場合について計算を行い、特定事業所集中減算再計算票を提出することとする。

5. その他関連事項

- ・ これまで減算の適用なしであったが、計算の結果、「80%超過」かつ「正当な理由なし」となった場合は、新たに減算が適用されることが明らかであるため、判定票及び集計票の提出に併せて、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を提出する。
- ・ 計算の結果、「80%超過」かつ「正当な理由あり」となった場合は、判定票及び集計票を提出後、正当な理由にあたるかどうか、市が判断する。正当な理由と認められない場合は、減算の適用ありとなるため、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を提出する。
- ・ これまで減算の適用ありであったが、今回の判定期間において判定したところ、いずれのサービスにおいても「80%以下」であった場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を直ちに提出する。